

横校労

2017年11・12月号 No. 507

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411
TEL 045-321-0512・FAX 045-313-0031
郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

目次

横校労統一要求書交渉報告	河野 靖司	2
賃金確定交渉経過	平川 正浩	3
生活改善でき、市費移管の痛手を回復できる賃金を！		
霧が丘中処分事件	いよいよ公開口頭審理へ！	
	赤田 圭亮	4
タイムカードについての申し入れ		5
日録 教育勅語をラップで歌う	soar	6
読者の声		
《連載》原発棄民に抗う②	村田 弘	7
一三つの判決 「司法の良心」の壁、どう乗り越えるー		
私の、中国の旅ー万人坑を知る	森下 秀子	8

学校の風景

—そのヒロリン♪…聞き覚えあり！—

今年度から政令市費化に伴って導入された、出勤時間チェックが難しい、別名「遅刻管理タイムカード」。実は横浜市に最近導入されたカードがもう一つあるのをご存知だろうか。その名も「保育時間記録カード」。私の娘たちは横浜市立保育園に通っている。送迎は育児短時間勤務で働く私の仕事である。今年四月から

市立保育園では保育時間管理の徹底を目的に、規定を変更。これまで保育の始まりと終わりは、朝は認定された保育時間より少し早めに着替えなどの支度を済ませてから、保育士に子どもを預けたり、帰りは子どもを引き取ってからタオルなど汚れ物の回収をして少し降園時間を過ぎてしまったりしても、保育士さんとの関係の中でなんとなくやってこられた。しかし、市は規定を厳格化、支度の時間も保育時間に含めるため、朝少し早めに、帰り少し遅めにということが一切できなくなった。そして管理強化の極め付けが、「保育時間記録カード」の導入である。

朝は登園した時点で読み取り機にタッチしてから支度を済ませ、帰りは支度を全て終えて降園する時にタッチすると、きっちり記録管理し、時間外になる場合は延長保育を申し込めというわけだ。

その読み取り機だが、園児八〇人規模のうちの保育園で二台設置され、(しかも部屋の奥の廊下に…)長女、次女と二人通わせているのでそれぞれ一枚ずつ配布された。

一月から初めてカードを使う。面倒だなと思ってタッチすると「ヒロリン♪」。ん？この音、聞き覚えあるぞ。もうお分かりだろう、そう、我々がいつも出勤時に打刻しているあの音と同じなのだ！

しかし！読み取り機にはしっかり時間表示も「登園」「降園」の表示もされていないではないか。

施設数や利用者数の違いはあるにせよ、我々の勤務時間記録には時間も表示されず、一台設置、しかも出勤時間しか記録をせず、退勤時は打刻させないということでもない仕様なのに、一方でこの保育利用者に対する時間管理の徹底さ。横浜市が何に対して本気でやろうとしているのか、あまりにも人間味のないやり方に呆れるばかりである。

教員にも幼子の親にも優しくない横浜市に、未来はあるのか？



—学校のものより立派な？読み取り機。学校も初めからこれを入れればいいのに。—

横校労統一要求書交渉報告

具体性のない「検討…」より、担当者からの直接回答を求める！

六月に横校労が労務課を窓口
に教育長あてに提出した統一要
求書（七・八月号参照）の回答
に応じる交渉が十月二〇日に行
われた。要求書の内容を学校現
場で直面している問題点に絞っ
て報告する。

小中学校の35人学級の実現 について

市教委『人材の確保、毎年の人
件費の財源の確保等から様々
な課題があり、今後も他都市
等などの動向をふまえ検討す
る』

横校労『35人に近づけようとす
る施策はあるか』

市教委『今の答えが全てです』
横校労『政令市費化で権限が委
譲されている。そこで市長が
35人学級（教員増）を表明し
ている政令指定都市もある。…
検討と言った具体的な方向性
は何も示されない』
後々の他の回答にも「検討…」
が繰り返された。また、定数増
やタイムカードについては、
「予算…」が繰り返される。

文科省が唱える「チーム学校」
についての横浜市教委として

の見解を明らかにされたい

これについての回答は準備さ
れていなかった。現場が求めて
いるのは、「チーム学校」が進
めようとしている多岐にわたる
職種の非常勤職員の配置ではな
く、正規職員の配置増である。
様々な非常勤職員の配置が多忙
化の解消となると捉えているが、
現場を理解していない専門家が
くることでの混乱や情報の共有
化などで大幅に会議が増える。
チーム学校は、多忙化の解消に
全くなっていない。

放射能汚染教育、いわゆる 「原発いじめ」について

市教委『再発防止のために全市
立小中学校において、放射線
教育等に関する教育を実施し
ている。東日本大震災で被災
した児童生徒に対するいじめ
未然防止のための放射線等に
対する正しい理解を深める教
育や震災避難者や復興にかか
わる人々の思いや取り組みを
理解する学習を進めている』
横校労『補助金をたくさんも
らっているんだら、だから金
持ってこい』という背景だが、
現実には補助金は十分なもの

ではない、避難区域の解除に
よりカットされた。パンフレッ
トで放射能の被害を科学的に
根拠がないとしているが、実
際には鼻血や様々な問題があ
り帰るに帰れない。そういう
「正しい理解」が必要で、具
体的には横浜に避難している
方々の講演会を全市でやるこ
ういうくらいの方針を出すべき』

市教委は学校外での児童生徒 の金銭授受の問題についても 積極的に教職員が解決に係わ るようという指示を出した。

（「児童生徒指導の手引き」23
金銭授受対応）「いったい教職
員の責任の範囲をどこまで無
制限に拡大するのか
市教委『近年、小学生が多額な
金銭をもつてその金銭を同級
生たちと一緒に使うなどの行
為に及ぶ場合が見受けられ、
その背景にはいじめが疑われ
る場合もある。このような事
態に学校が主体的にかかわり
保護者と協力し、関係機関と
連携して教育的指導を徹底す
ることが必要』

横校労『学校の中での問題なら
学校でやる。徹底的にやれと
いう指示が出ているが学校外
もですよ』
市教委『はい』
横校労『教員にやらせたら際限
がないし、民事事件に介入し
るといふことになる。どこま
でやったらよいか、という
声が生徒指導専任から聞こえ
てくる。そんな権限はない。
撤回すべき。各課で次々と指
示を出せば良いってもんじゃ
ない。指示によって混乱が起
きているのでそこを集約して
回答すべきだ』人権教育課に
持ちかえるとのこと。

中学三年生における英検の 全校実施

現場での混乱、問題点を伝え
全校実施をやめ、正規職員増や
その他の教育予算に振りむける
ように要求した。こちらは、国
際教育課に持ちかえるとのこと。

宿泊行事の教職員の變形勤 務時間、平日の二泊三日の 宿泊行事の振替について

宿泊行事での勤務時間が11時
間45分という設定の矛盾がある。
実際には、夜中の見回りなど24
時間勤務同様で、細案は委員会
に提出しているの、市教委は
それを知っている。睡眠不足が
連続の状態での日中の指導、翌
日の授業は心身ともにきつく、
その状態で児童、生徒に接する
のは危険であることを伝え、
宿泊行事後の児童生徒の在宅観

察を一日設定する場合には『教
職員については勤務時間の4時
間の割り振り変更と適切な配慮
による3時間45分をセットにす
ることもできる』ということを
確認した。その他も含めて『労
務管理について、周知、研修で
伝えていく』という返答なので、
徹底を要求した。

市教委からの回答は全般に具
体性を欠くものであった。六月
に提出した要求書の回答に四か
月もかかった理由を『政令市費
化、庶務事務システムの不具合
への対応』としたが、当組合は
一年以上前から様々な提言や指
摘をしてきた。それに耳も貸さ
ず自らの不始末を交渉設定の遅
延の理由にする。また、タイム
カードが導入されたのだから、
当組合からの再三の申し入れの
通り勤務時間の把握はタイムカー
ドの出退勤記録を前提とすべき
である。本年横浜市会第三回定
例会にて井上さくら議員からの
同様の指摘に対し、九月一九日
に教育長は「予算をつけて改善
する」と答弁している。それにも
関わらず、その具体策やシス
テムの改修予定が何ら示されな
いのは遺憾である。

以上を含め、回答の内容、設
定がきわめて不誠実なため、10
／30付けで教育長あてに抗議文
を提出した。

（東支部 河野 靖司）

生活改善でき、市費移管の痛手を回復できる賃金を！

賃金確定交渉経過

横校労は一〇月三〇日に以下を内容とする要求書を市当局に提出し交渉を行いました。

市人事委員会勧告に対する横校労の要求書

1. 市費移管に伴う大幅な収入減を補い、購買力を上昇させるために月例給 500 円増の改定を行うこと。
2. 1 と同様の理由により、特別給については期末勤勉手当として 0.5ヶ月分の引き上げを行うこと。
3. 配偶者に係わる手当 14,000 円については現状を維持すること。
4. 「多忙感」の解消ではなく「多忙化」の解消に向け早急に具体案を提示すること。

横浜市人事委員会勧告（概要）

- 給与
 - ・月例給の官民格差が、91 円（0.02%）で小さいことから月例給の改定は行わない。
 - ・特別給（ボーナス）を引き上げ（0.1 月分）、4.45 月分とし、引き上げ分は勤勉手当に配分する。
- 扶養手当
 - ・配偶者に係わる手当額を現行の 14,000 円から 6,500 円に引き下げる。
 - ・子に係わる手当額を 6,500 円から 10,000 円に引き上げる。

これに先立つ横浜市人事委員会より提示された内容は次の通りです。

教職員の賃金は低水準である！改善を！

1 私たち教職員の給与は、国際的に見ても二〇〇五年度から二〇一四年度に OECD 平均で一〜四%

月例給の官民格差とは、横浜市内の調査対象一四二四事業所のうち無作為に抽出した二八六事業所について調査した数値との比較になります。勧告はこの数値との格差が小さいので、月例給の改定は行わず、勤勉手当のみ〇・一ヶ月引き上げるという内容で当局も同様の内容を提示しました。

2 当局は特別給の〇・一ヶ月分増を勤勉手当のみに充てるとしています。その月数も問題ですが、勤勉手当には管理職による勤務評価に基づく成績率が反映されます。従って勤勉手当のみの配分は勤務評価による賃金格差を更に助長するものといえます。私達は月数の

増を求めるとともに期末手当への配分を求めます。

3 扶養手当のうち、配偶者の係わる手当額を一四、〇〇〇円から六五〇〇円へ大幅減額、子に係わる手当額を六五〇〇円から一、〇〇〇円増額としています。

理由として「女性の活躍促進の観点から……これまでの内助の功を評価するものから、男女ともに働くことを支える仕組みにしていくなき」「理想とする子どもの数を実現できない理由として、経済的な理由が最も多く上げられている。」（横浜市が）二〇一九年をピークに人口が減少していくことが予想されることから、子に係わる手当額の増額を図ることは、少子化対策の推進にとっても必要な措置」としています。

しかし、この改定は単純計算で、配偶者手当対象の家庭では子一人四、〇〇〇円の減、子二人では五〇〇〇円減になるのです。一体当局は、これで「女性の活躍」が促進されるか、とも思っているのでしょうか。配偶者が扶養対象になっているのは、親の介護、自身の健康状態など様々な原因があるからです。配偶者手当の大幅な減額は「女性の活躍促進」とは無縁であり、むしろ「経済的な理由」に拍車をかけるものと言わざるを得ません。これらのことから配偶者手当の減額に反対です。

今回の回答は私達の要求を叶えるものではなく到底容認できません。横浜市は、大規模開発等に予算を配分するのではなく、賃金増に予算を振り分けるべきです。給与増は生活を改善することはもちろん購買力を向上させ、内需拡大を促し景気を刺激する経済政策でもあります。

一部の大企業のみ之恩恵を与え、多くの市民に緊縮をせまるような政策では横浜の教職員の生活の向上、経済の活性化などほど遠いと言わざるを得ません。横校労は今後とも教職員の生活改善を目指し闘っていきたいと思います。

交渉の中で示された回答

- ・月例給、特別給については人事委員会勧告通りとする。
- ・扶養手当見直しについては以下のように緩和する。

	現行	2018年度	2019年度	2020年度
配偶者手当	14,000	11,500	9,000	6,500
子	6,500	8,000	9,000	10,000

以下のような回答がありました。

霧が丘中処分事件 いよいよ公開口頭審理へ

執行委員長 赤田 圭亮

*** 四年間の書面のやりとり、いよいよ公開口頭審理へ**

本紙二〇一四年四月号は、緑区霧が丘中の処分事案について、初めて論評を行った。前年十月に端を発するこの事案は、部活動指導中の問題であり、年度末の生徒、保護者らにいらぬ影響を与えぬようとの判断から、本紙での報告を半年間控えていたものだった。

明けて四月、当該T先生は市内他区の中学へ転勤。二人の管理職も同時交代という異例の異動もあり、職場からは処分の痕跡すら消えかかっていたところ、闘いはすでに始まっていた。T先生が、処分を不服として横浜市人事委員会に処分取り消しの審査請求を行ったのである。

この四年間、横校労は組合員となったT先生とともに裁判研究会を立ち上げ、神奈川総合法律事務所のお二人の弁護士とともに、証拠を吟味し、証人に会い、書面を提出してきた。双方の書面、証拠などを綴ったファイルは今では優に三〇cmを超える。四年間の書面のやり取りを経て人事委員会はようやく今年、二回にわたる争点整理の会合を

開催、審査請求の核心となる公開口頭審理をこの一二月一月に四回にわたって開催することを決定した。証人には、当時の管理職や養護教諭、学年主任が立つ。

以下、事件の経過と争点を述べて、本事案の全貌を振り返っておきたい。

* 管理職の対応は適切だったのか

二〇一三年一〇月はじめ、T先生は管理職と呼ばれ、部活動の指導中に女子生徒の身体に触れたのではないかと問い詰められる。突然のことだった。両管理職は、横浜市が定める処分量定表（ネットで検索可能）を机上に示し、自分の行為がどれにあたるか考えてみなさいと云ったという。のちにこれが十分な根拠があったの発言でなかったことが明らかになるが、この時点で管理職は明らかに判断による「決め打ち」を行った。

T先生は身に覚えがないと否定するも、校内ではすでに北部学校教育事務所（以下事務所）の指示で教員による関係生徒への事情聴取が進められ、同時にT先生は中三の学級担任を事実

上解任される。そうして学校から放逐され、事務所への出勤を命じられる。一度はそれに抗して「おはようございます！」と職員室に入っていたところ、「おはようじゃねえんだよ！」と副校長に怒鳴られたという。すでに罪人扱いである。この副校長が、「このままでは君の親もつらい思いをする。早く本当のことを言ってくれば自分も助けてあげられる」とT先生と二人きりの時に発言している。安っぽい刑事ドラマのようだが、悪質極まりないやり方だ。

T先生は藁をもつかむ思いで各所に相談、最終的にたどり着いたのが横校労だった。加入の意志を確認した執行委員会は、冤罪のおそれありと判断、即座に北部学校教育事務所との折衝を開始、処分に動く市教委をけん制した。併せて当初からわいせつ事案と決めつけた校長に対して地公法に基づく校長交渉を要求。その間、T先生が所属する学年の学年主任が、生徒への聞き取り調査のずさんさを指摘して横校労に加入、T先生支援を表明する。短時日の間に、職場内外からじわりじわりと揺さぶりをかけていったのだった。

より、処分者側が処分に当たって全体像を把握できておらず、処分を急いだ前のめり具合が露呈したと言える。ご存知のように行政処分は、簡単な理由を示すだけで、具体的な事実を証拠に基づいて示すわけではない。行政は、不服申し立て（審査請求）があって初めて客観的な証拠の整理を行うようなのである。処分を発令するため市教委内に設置される分限懲戒審査委員会も、具申されたものを精査せずスルーさせたことが想像できる。

* 生徒への聞き取りが適法だったか、が争点

さらに、当初の処分者側の主張は、セクハラ行為を立証しようとしているかのように見えた。下着のひもなどユニフォームから出るはずがないのに、「ひもを引っ張った」とするのだが、写真を明示して不可能であることをこちらが指摘すると、それについてはそれ以上主張をしない。処分は「不適切行為」であってセクハラではないのに、ことさらに「わいせつ・セクハラ」があったかのような立証をするのは、理屈が通らない。T先生に対して悪印象を植え付けようとする戦術なのだろうが、法廷戦術としては「いかがなものか」である。

この事案は、証拠となる証言のほとんどが女子中学生による

* 杜撰な処分の論理と二重処分

明けて一月、市教委が出した処分は「減給十分の一・三か月」。その理由は「不適切な指導によって生徒に不快感を与えた」というもの。懲戒免職が相当とされる「わいせつ・セクハラ行為」からかなり「減額」されており、結果的に市教委、管理職の詰められたと言える処分であった。予断はかたち（処分）にはならなかったのである。

しかし、処分はそれにとどまらなかつた。T先生は現場への復帰が認められず、卒業アルバムから写真が削除された。転勤に伴う四月の離任式（公式の学

校行事）では、保護者への案内状に名前がなく、式への出席も元人権教育児童生徒課長を務めた新校長によって拒否された。二重処分とも言えるこうした市教委、学校側の対応に対して、T先生は処分取り消しを求めて人事委員会に提訴。四月に他区の中学校に転勤となった。

四年間のやり取りの中、処分者つまり市教委側代理人は何度か「証拠はすべて提出した」としたが、こちらが「あれもこれもあるではないか」と指摘すると、「ああ、ありました」と出してくる。こんなことが再三あった。これは代理人の杜撰さとい

うより、処分者側が処分に当たって全体像を把握できておらず、処分を急いだ前のめり具合が露呈したと言える。ご存知のように行政処分は、簡単な理由を示すだけで、具体的な事実を証拠に基づいて示すわけではない。行政は、不服申し立て（審査請求）があって初めて客観的な証拠の整理を行うようなのである。処分を発令するため市教委内に設置される分限懲戒審査委員会も、具申されたものを精査せずスルーさせたことが想像できる。

ものであり、聴き取りの仕方が誘導的でこの年代の子どもたちの心理的な揺れに全く配慮していないことが、不当な処分につながったとわたしたちは考えている。だから審理の中心は、学側の生徒への聞き取りの計画性とその方法についての検討が一つの焦点となる。

人事委員会が八月と八月に行った「争点整理」において、第二点めでそれが確認されている。以下、人事委員会で確認された審理の争点である。

争点1、T先生の行為が教育公務員として適切なものであったか否か。

争点2、市教委・管理職の生徒・関係者、およびT先生への聞き取りは適法に行われたか否か。

争点3、処分は適法なものか否か。

なお人事委員会は、市教委側の処分に対する姿勢として、T先生が行なった行為は「救護措置」であり、問題は「救護措置」の方法の適否であること、もともと市教委がセクハラとの認定はしていないことを確認している。審理の中で市教委は、T先生を貶めるようなセクハラ・わいせつの主張はできないということになるが、どうだろうか。さらに当初から市教委側は「当該女生徒は過呼吸の症状を

示したのであって熱中症ではなかった、熱中症の救護措置を行ったこと自体がT先生の判断ミスである」との主張を続けてきたが、これについて被処分者側は「熱中症と過呼吸の症状は酷似しており、二〇一三年夏はかなりの酷暑であって、屋外活動中の体調不良については過呼吸と同時に熱中症を疑うのは当然である」との主張を行ってきた。この点についてもT先生の判断の適否について人事委員会は上記の争点の中で検討することとした。

公開口頭審理第一回は二月六日（水）証人は霧が丘中学校長、元副校長。（一〇時開始）。第二回は二月一三日（水）証人は生徒への事情聴取を中心に行った養護教諭と横校労へ加入した学年主任。第三回は、一月二四日（水）証人は当時部長であった生徒と副顧問の教諭、第四回は一月三十一日（水）T先生の本人尋問。各回二時間の尋問時間が確保されている。第一回以外はすべて一四時開始、会場は四回とも横浜・関内駅至近の松村ビル別館五階の会議室である。

私は三年前、「いびつな学校に臨んで」（『現代思想』2014年4月号・青土社刊）において、当時のこの事件をめぐる動きについて詳細に論じている。お読みになりたい方は乞連絡。

横浜市教育委員会
教育長 岡田優子 様

2017年10月30日
横浜学校労働者組合
執行委員長 赤田圭亮

「政令市費化」に伴うタイムカードについての申し入れ

政令市費化に伴うタイムカードの出退勤管理について、横校労は度重なる交渉を通じてその使用を出退勤ともに用いる事で、教職員の長時間労働の勤務実態を把握し、改善に向けその記録を利用するべきであると主張してきた。にもかかわらず、これについて9月20日に統一要求書の回答として出されたものは全く不十分な回答であり、承服できない。厚生労働省が2017年1月20日に策定したガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき処置としてタイムカード等の客観的な記録を原則的な方法として示している。

横校労は、労働条件の改善を目指して改めて以下の様に申し入れを行うので、貴職にあっては再度誠意ある検討を行い、交渉の場に耐えうるような原案の提示を強く望むものである。

- ① タイムカードについては、退勤時その使用を可能にするためのシステム改修を早急に行い、労働時間の適正な把握と長時間労働の改善のために利用すること。
- ② 退勤の打刻は上書きできるように改修すること。例えば、退勤の打刻後に急な生徒指導などが入り、業務を続けざるを得ないような場合、業務終了後に打刻すれば遅い方が記録されるようにすること。
- ③ 出勤時の打刻から始業時間まで、並びに終業時間から退勤時の打刻までの時間それぞれを時間外勤務として、自動的に教庶務システムに反映できるように改修し、時間外勤務の記録・申請手続きの利便性を向上させること。
- ④ 出退勤時刻を教庶務システムの画面上で各自が一覧で確認できるように改修すること。
- ⑤ 時間外勤務をした場合、勤務時間の割り振り変更を各自がシステム上で設定できるように改修すること。
- ⑥ 読み取り機は打刻時の混雑を避けるため各校の職員数に応じて複数台の設置をすること。

以上

目録

教育勅語をラップで歌う

急にラップがしたくなってきたのです。当方音楽センスは全然。そこで探した当てるラップスクールに通いました。すると形にしたいという欲求が。自分で詩を書き、友人に作曲をお願いし、編曲と撮影はプロに依頼し恥ずかし気もなくミュージックビデオに仕上げました。せっかくだからとYouTubeにアップしたので、お暇があったらご覧ください。「Soar next」で検索すると、背景が夕暮れのサムネイルが表示されます。

そんなふう遊んでいたら、友人から、作家の高橋源一郎氏が教育勅語の現代語訳を発表しているよ、との情報が。しかも、これをラップにしたらどうか?という提案付きです。私が「今ラップやっててさあ」と話したこと



を覚えていたんですね。森友学園が騒がれ教育勅語を取り上げられていた時期です。乗り気の返事をする、全文を送られてきました。原文の出だしは「朕」ですが、高橋版は「はい天皇です」。ラップで歌うと、勅語の意味やそれを今あえて評価することの愚かしさが、より伝わるように思えてきました。

そこで歌えるよう、高橋版を区切ったり語句を入れ替えたり一部省略もして手を加えました。さらにビデオを作って貰ったプロに作曲をお願いしました。すると「悪そう、重たい、

かわいいなどのワードでイメージを教えて欲しい」との注文が。考えあぐね「重々しいものではなく、かといって馴れでもなく、悪いというのでなく」というどうとでも取れる急場の返答をしました。

暫くして「悪すぎず軽すぎずを目指しました」とのメッセージとともに曲が届きました。早速それに合わせて歌ってみるとこれがなかなかいいノックできます。しかししかし!途中で愕然としました。ナント、勅語の世界観に浸っている自分に気づいたのです。イカンイカン!と叫びました。勅語の問題点を伝えるはずが、曲調に合せて歌っているうちに自分自身が同調していたわけです。音楽の怖さを感じた体験でした。

その後先方と幾度もやり取りを重ね、先月曲が完成しました。今練習の最中です。なのでまだ誰にも聞いて貰っていません。もしご要望があればどこへでも歌いに行きますよ。ただ三分少々のお声掛けください。それと、高橋氏にこういうものを作ったとお伝えした方がいいのですが、伝える術を知りません。どなたかお知り合いましたら、お伝えくださいませんか。宜しくお願いします。

(東支部 Soar)

家庭弁当について疑問

私の職場には、横校労に所属している女性がいいます。子育てのために時短勤務を活用して頑張っています。先日も、子育て中の教諭から児童手当について聞かれるなど、職場で信頼されています。

私は横浜市家庭弁当について疑問を感じています。最近、業者弁当を頼んでいた生徒たちが校内の自動販売機のパン(一一〇円)を購入する傾向が変わってきています。ハマ

読者の声

隔月刊「横校労」を読んでの感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。

共に戦う仲間の必要性を感じている

異動した学校は、皆良い方ばかりだが、反面、時間外勤務には鈍感なところも。勤務時間前からの旗振り当番や、勤務時間後の見回り当番が当たり前で、負担を感じても声をあげにくい。

庶務事務システムになって、「適切な配慮は一斉付与じゃなくなったから、どんどん取って。」と管理もせずに言う管理職。休日出勤した際、せめて時間外勤務の記録をつけようとしたら、三時間半を超えたから振替日を設定せよとのメッセージ。設定した日に振替を取れなかったら、また操作するのが面倒で、六時間以上いたが、三時間にして帰った。

弁の購入は新聞掲載通りに本校でも一・四%です。保護者が家庭弁当を希望しているとか、給食施設を作るスペースがないとか予算がないなどという理由は明確な根拠も明らかにされておらず納得いきません。学校給食が家庭弁当かの保護者アンケートをぜひ実施してもらいたいです。実行力のある横校労に期待しています。頑張ってください。

(横浜市 中学校教員六〇代男性)

管理職は、「保育や事情がある人は、会議が終わってなくても、定時になったら帰ってくださいね。」と言うが、子育てや介護をしながら働いている人は、「せめて定時過ぎたら、自分の仕事をさせてくれ。」というのが切実な願い。個人情報もあるし、持ち帰れる仕事は限られている。

勤務時間内にクラスのことをする時間が全くないが、良い授業をしたい、子どもたちの為になることをしたいと、教師として当たり前の欲求と戦っている。横校労の機関紙を読んで、共に戦う仲間の必要性を感じている。

(青葉区 四〇代小学校教員)

横校労40周年記念集会 開催のお知らせ

1977年、「入船小 指導要録斜線記入の闘い」を契機に結成された横校労はこの秋40周年を迎えました。少数派ながら独自の運動を展開することできたのは、組合員はもとより、多くの賛同者の支えがあってこそでした。つきましては下記の通り記念集会、交流会を開催いたします。年始の折、ご多忙とは思いますが、本紙読者の皆様にも列席して頂ければ幸いです。ご参加頂ける方はご連絡ください。

日時 2018年1月6日(土) 記念集会 15:00~ 交流会 17:00~
会場 ワークピア横浜(横浜市中区山下町24-1 みなとみらい線日本大通り駅下車徒歩5分)
参加費 3000円(交流会飲食代)
問い合わせ union@yokokourou.jp (横校労アドレス)

連載

原発棄民に抗う24

三つの判決

「司法の良心」の壁、どう乗り越える

村田 弘

一〇月一〇日、突然解散された総選挙公示日の喧騒の中で、「なりわい生業訴訟」に対する福島地裁の判決が下された。全国で三〇を数える福島原発事故の損害賠償を求める集団訴訟で三つ目の判決。判決は、三月の前橋地裁に続き事故に対する国の法的責任を明確に指摘し、福島県外の被害も認めるなど、「一歩前進」と評価された。しかし、示された賠償額は、見通しの立たない事故収束放射能に汚染され続ける自然、崩壊してしまつた地域社会、六年を過ぎても続く避難生活の中で苦しみ続ける被害者の実態を汲み取つたとは到底言えないものだった。二度にわたつて現地を検証するなど、被害者と誠実に向き合つてきたと評される裁判官にして、この判決…。「司法の良心」は、原発被害の実相をどこまで捉えられるのか。重い気持ちで福島を後にした。

言い渡しが始まった。「一 本件訴訟のうち、現状回復請求に関する訴えをいずれも却下する」「二 本件訴訟のうち、平成二九年三月二日以降の損害賠償金の支払いを求める訴えをいずれも却下する」「三 被告東電に対する一般不法行為に対するその余の請求をいずれも棄却する」

却下、棄却の連続。一瞬、法廷内に緊張感が走つた。

「四 被告東電は、別紙『認容額』目録欄に記載のある原告二九〇七名に対し、各記載の金員（合計四億九七九五万円）及びこれに対する平成二三年三月一日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え」

一転、ほつとした空気が流れる。「六 被告国は、別紙認容額目録の『被告国認容額』欄記載の金員（合計二億五〇二万円）を支払え」傍聴席から「お」という声が漏れ、弁護団席も安堵の空気に包まれた。

国と東電の責任が認められたのだ。裁判所前に「勝訴」「国と東電断罪」「被害救済広げる」の三本の垂れ幕が掲げられ、待ちかねていた約四〇〇人から大きな歓声が上がつた。

「一歩前進」「価値ある判決」

裁判所近くの会場で開かれた報告集会。全四冊七三一頁にわたる判決文を分析した弁護団からの報告で、判決の全容が明らかになった。

最大の争点だった国の責任について判決は①二〇〇二年七月の文部科学省地震調査研究推進本部の「長期評価」に基づきシミュレーションを



かながわ訴訟メンバーも福島地裁に向かった（10月10日、福島市内）

実施していれば、最大一五・七歳の津波を予見することが可能だった②国が同年末まで規制権限を行使して東電に対策を取らせていけば事故は回避できた、と断定。国の賠償責任を認めた。

九月二二日の千葉地裁判決が、①までは認めながら、「資金や人材は有限で、すべてのリスクに対応することは不可能だから、結果回避措置の内容や時期は、規制行政の専門的判断にゆだねられる」として、国を免罪した「忖度判決」とは対照的。前橋地裁判決に続き国の法的責任を認めた判断は、確かな前進だった。

判決はまた、「人は選択した生活の本拠で平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受忍すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによって平穏な生活を妨げられないのと同様、放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない権利を有している」「平穏な生活には、生活の本拠において生まれ育ち、職業を選択して生活を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求していくという人の全人格的な生活が広く含まれる」との判断を示し、「諸般の事情を総合的に判断した結果」として避難指示が出されなかった福島市、郡山市、いわき市などの県内のほか、水戸市、日立市、東海村、宮城県丸森町の原告にも賠償を認めた。

国の原子力賠償紛争審査会（原賠審）が示している範囲を広げた「価値ある判決」（馬奈木藤太郎弁護団事務局長）でもあった。

「被曝不安」への賠償1万円

しかし、現実の賠償認容データは、目を疑わせるものだった。原告二九〇七人中、会津、栃木県などの原告九六〇人には「損害が発生しているとは認められない」として請求棄却。全体の中の最高認容額は三六万円。「被曝」による健康被害に対する不安、事故の進展に対する不安は賠償に値する」と認めた茨城県の原告に対する賠償額は、事故発生後二〇一三年三月から野田佳彦首相が「事故収束（冷温停止）宣言」をした一二月までの一〇カ月分として一万円。

「平穏生活権侵害」に対する慰謝料は、帰還困難区域も含め、原賠審が示した指針通り月額一〇万円が相当。「ふるさと喪失慰謝料」も、帰還困難区域に対して指針が示した一千万円に含まれるとして賠償は認めなかった。

生業判決とほぼ同様に「平穏生活権侵害」を認めた前橋判決も、原賠審指針に基づいて東電が支払つた賠償金を基準として判断、原告一三七人中七二人の請求を棄却、賠償額は最高三五〇万円、最低七万円だった。

いま展開されている裁判は、損害賠償請求の民事訴訟である。膨大な証拠を検証し、事故の責任の所在を判断、被害の総体を認定して出される結論が賠償額だ。

「放射線被ばくへの恐怖不安」

（前橋判決）「放射性物質による居住地の汚染」（生業判決）によって平穏生活権が侵された」という認定と、実際に示された賠償額との間の大きな落差。破壊された自然、人間関係、地域社会、人生設計に対する喪失感ばかりか、子どもや孫たちの健康と未来、事故再発への不安などにさいなまされ続ける被害者の精神的苦痛に対する「対価」がこれなのか。これだけの事故を引き起こした国・東電の責任の裏付けとしてなされるべき賠償がこれなのか被害者の心は晴れない。

前橋判決直後の四月、「避難者の自己責任」などの暴言を吐いて辞任した今村雅弘復興相は、記者会見でこう言い放つた。

「裁判でもなんでもやればいじやない？ やつたでしょう。補償（彼は賠償と補償の違いさえ認識していなかった）金額も、ご存知の通りの状況でしょう」

「国の責任」までたどり着いた「司法の良心」にさえ、文字通り未曾有というべき原発被害の実相を捉え切れない壁がある。

後続の裁判を続ける私たちは、なんとしてもこの壁を乗り越えなければならぬ。

略歴
村田 弘（むらた・ひろむ）
朝日新聞社を定年退職後、故郷の南相馬市小高区で農耕生活中、福島第1原発爆発により横浜市に避難。国と東京電力の責任を明らかり、生活とふるさとを奪われた損害の回復を求める「福島原発かながわ訴訟原告団」団長として横浜地裁で闘っている。1942年生まれ。

私の、中国の旅——万人坑を知る——

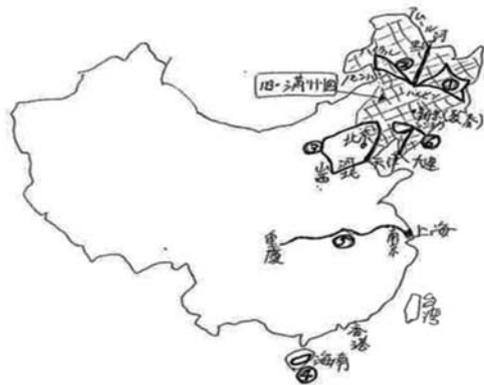
森下 秀子

私が万人坑という言葉を知ったのは、本多勝一（著）『中国の旅』だと思う。私の旅仲間もほとんどの人がそうだと言っていた。

万人坑は、日本が侵略していた中国各地に作られた。特に、炭鉱、鉱山、要塞などの大規模工事現場などには必ず残された。

中国人労働者（勞工）がつかい労働の末に、病死・事故死、あるいは息がある状態でも捨てられた（埋葬とは言えない）場所であり、たくさん遺骨が見つかった。

私達の旅の同行者で研究者の李先生によれば、旧満州国内で働かされた勞工数は、一六〇〇万人、そのうち八〇〇万人は満州国内から集められ、残り八〇〇



〇万人は河北省などの国外から、うまい言葉でだまされて集められたと言う。生き残りの方（幸存者）の証言や残された書類などから、死亡者は二割と考えられる。その数三〇〇万人を超える。そして他の中国各地には、どの位の数の万人坑が作られたかは今でも不明である。

私の母は一九二五年生まれ。四三年（現長春）で過ごしている。戦時色の濃い本国から逃れて、関東軍司令部庶務課でタイピストをしていた。母は、八月五日までは空襲はなかったし、食料もあったので、満州国がなく

なるなんて思ってもいなかったと言う。敗戦の日から引き揚げるまでは辛かったと言うが、それ以前の思い出に嫌な話は出てこない。ここ数年で語り始めた

母の話の中で、欠けている部分は私が歩いて確かめるしかないと思った。それがこの旅に参加した理由である。

二〇一一年から参加した六回の旅で、たくさん遺骨を目にした。国の指定を受け公園のように整備され、多くの中国人が訪れる万人坑。省や国の指定を受けている所や管理人は置いてあるが、訪れる人も少ない万人

坑。また、畑の一角に碑があって、かろうじて分かる所、もうすでに畑になり家が建てられている所……時の流れと変化は止められない。あちこちの万人坑前などで献花しお参りをするが、特に無人の湿った臭いのする、崩れた遺骨の山に向かって手を合わせた時の事は忘れられない。

旅の中で何人も幸存者（中国語で「死にそうなのに生きて逃げ出すことができた人、万人坑に捨てられたが息があり生き延びた人、村から何人も一緒に行つて、ひとりだけ帰って来た人。

その他にも、三光作戦が行われた村でのわずかな生き残りの人達、爆撃や毒ガスの攻撃で孤児になり生きてきた人達……どの人の話も重い。そして体に行く

つも刺し傷や刀傷を持つ人達にも会った。どの人も嘆き怒りながらも、会いに行つた私達には優しくかった。

東はウスリー河、北はアムール河、西はノモンハン、南は海南島まで行って見たが、本当に無謀な作戦・戦いであったと思う。旅の仲間のHPに詳しい旅の記録が出ている。関心のある人は「万人坑を知る」で検索を！

夏炉冬扇

2017年 10月

- 10日(火) 東支部会
 - 11日(水) 執行委員会
 - 12日(木) 大船支部会
 - 13日(金) 裁判研究会
 - 人事委員会より給与に関する報告、勧告の説明会
 - 20日(金) 市教委交渉
 - 24日(火) もうひとつ研運営委員会
 - 25日(水) 執行委員会
 - 30日(月) 抗議文、人勸要求書、タイムカード申し入れ書提出
- 11月
- 8日(水) 人勸市教委交渉
 - 執行委員会
 - 14日(火) 東支部会
 - 17日(金) 福島原発神奈川訴訟地裁101号法廷 村田さん本人尋問
 - 中支部会
 - 22日(水) 執行委員会
 - 26日(日) もうひとつ研 研究会集
 - 27日(月) 裁判研究会

「横校労」購読料カンパのお願い

いつも「横校労」を「愛読」くださり、ありがとうございます。「横校労」紙代、ならびに交渉・闘争等、組合活動へのご支援のカンパをお願いします。

編集後記

* 十一月文化の日の三連休。毎年この時期には子どもを妻に見てもらい、伊勢原から道志村、山中湖までのプチバイクツーリングをするのが定番となっている。運よく天気もツーリング日和、エンジンブルブル絶好調というわけで出発。

道志村といえは、はまっこだうし。横浜市の水源林があり、初任者の頃に宿泊研修で「宿泊学習ごっこ」をさせられたのを覚えている。一方で都心からアクセスよし、景色よし、温泉よしの近場ツーリングスポットとして有名だ。

東西に走る「どうしみち」では、バイク乗りなら誰しもご存知、対向車にあいさつをする通称「Yaeyayayay」も盛んに飛び交う場所。もれなく私も日常から離れ、心置きなくイエーをしつつ、赤に黄色に色づいた山々を駆け抜けた。道の駅でクレンソランチ、その後山中湖をぐるりとまわって富士山を拝み、秋を満喫して帰路に就いた。

休日に仕事を忘れ、仕事以外のことスロットルを回すこと。それが大事だ。
* 「働き方いろいろ」は紙面の都合上お休みします。